

基本目標4：生涯にわたって健康で安心して暮らせる町づくりを進めよう

地域の中で安心して暮らしていくためには、住民と地域の諸団体など、つながりのある様々な人々が互いに支えあい、ともに地域をよりよいものにしていくための具体的な行動をとることが重要です。そのためには、まず相互の支えあいの仕組みを構築することが必要となります。

一方、個人や地域では解決できない課題に対しては行政等による支援が必要であり、公的支援や環境整備を行うことで、個人の活動や地域のサポートが円滑に進められ、より効果的な支えあいの関係を構築することができるものと思われます。

そこで、個人や地域の相互の支えあいや行政による公的サポートを中心に、個人や地域諸団体の活動を支えるとともに、町全体の地域福祉の基盤や環境整備を図り、地域福祉の推進に関わる諸活動を支える取り組みを進めていきます。

基本施策 10：包括的な支援体制の整備

- ① 相談支援体制の構築
- ② 心配事相談事業
- ③ SDGsの推進 [新規事業]
- ④ 地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ 民生・児童委員協議会との連携
- ⑥ 社会福祉協議会との連携

基本施策 11：福祉サービスの適切な提供

基本施策11-1：健康づくりの推進

- ① 総合型地域スポーツクラブ
- ② 認知症総合支援事業

基本施策11-2：高齢者福祉の推進

- ① 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進

基本施策11-3：障がい者福祉の推進

- ① 障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の推進

基本施策11-4：児童福祉の推進

- ① 子ども・子育て支援事業計画の推進

基本施策 12：安全・安心なまちづくりの推進

基本施策12-1：日常生活における安心の確保

- ① 高齢者安心安全見守り事業
- ② 権利擁護の推進

基本施策12-2：暮らしやすいまちづくりの推進

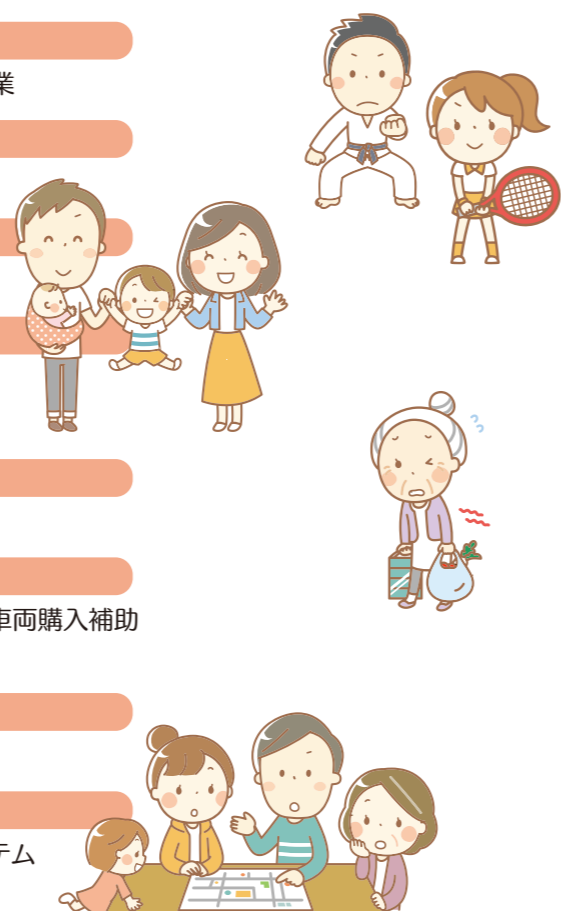
- ① 地方バス路線維持運営補助
- ② 廃止路線代替バス車両購入補助
- ③ 買い物弱者対策に向けた検討

基本施策12-3：交通安全対策の推進

- ① 交通安全対策

基本施策12-4：防災対策の推進

- ① 地域防災力の育成
- ② 要配慮者台帳システム



計画の推進体制

1 計画の周知

地域福祉の推進のためには、一人ひとりが地域のことに関心を持ち、できることから地域の中で主体的に活動することが重要となります。

そして、一人ひとりの活動や地域の取り組みを支援し、個人や地域では対応できない課題へ行政が対応するために本計画を推進します。

そのため、本計画について、より多くの住民に知ってもらい、地域福祉推進の趣旨を踏まえて、個人や地域の取り組みが活発に行われるように計画の周知に努めます。

2 計画の推進体制

- 社会福祉協議会との連携強化
- 地域関係者、関係各課、社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検
- 地域福祉計画専門部会による進捗状況の確認

— 第3期 —

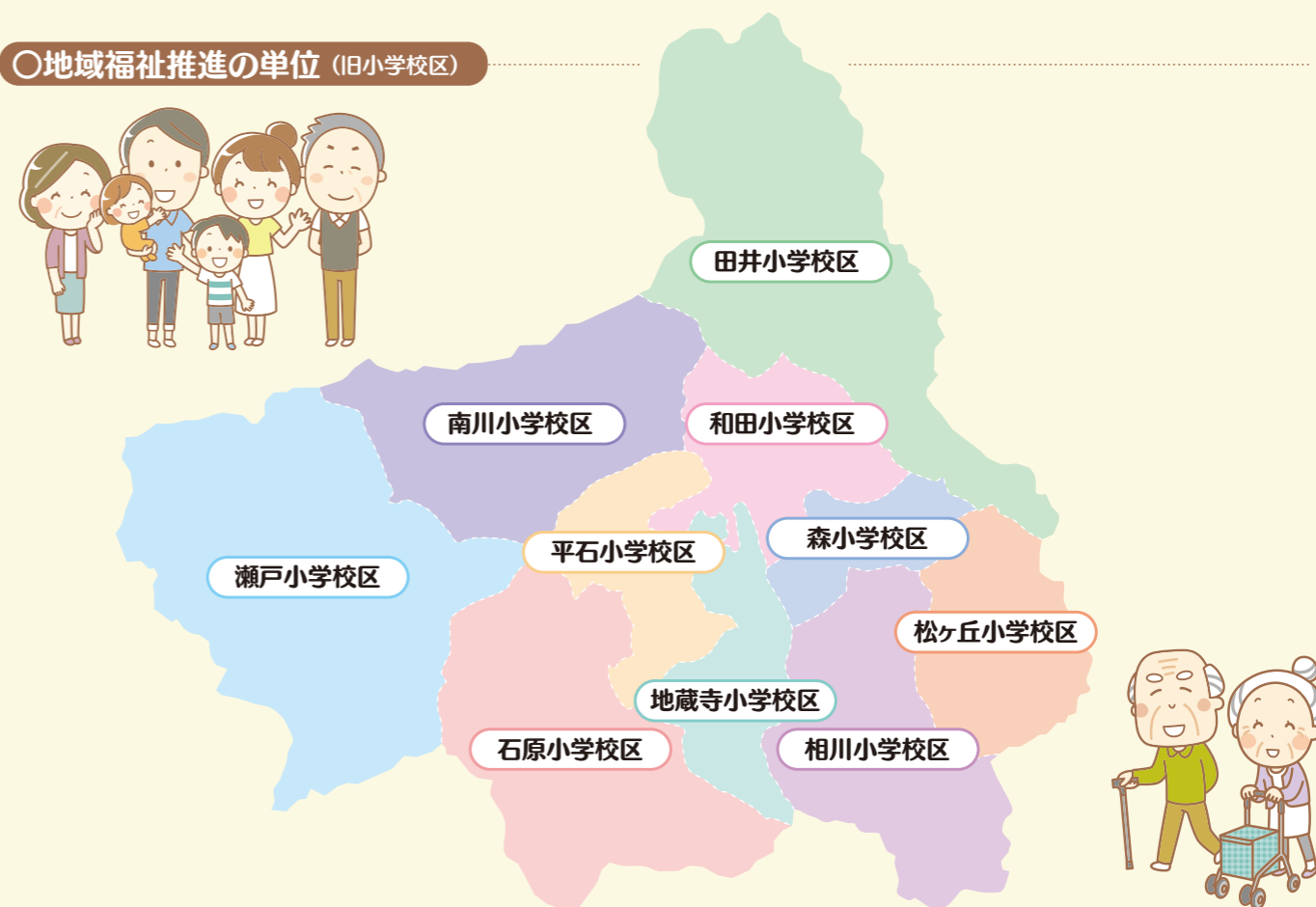
土佐町地域福祉計画 概要版

令和2年3月

【編集・発行】土佐町役場健康福祉課 〒781-3492 高知県土佐郡土佐町土居194 TEL：0887-82-2333

— 計画推進の基本的な考え方 —

○地域福祉推進の単位 (旧小学校区)



土佐町全域では、行政等が中心となり、地域福祉を推進する体制を整え、小地域 (旧小学校区) や各地区では、あったかふれあいセンター等を中心とし、土佐町社会福祉協議会をはじめ地域の組織、住民等が地域の実情にあわせた福祉活動を推進します。行政や社会福祉協議会にはこうした小さな地域での福祉活動がより豊かに展開されるよう支援、協力することが求められます。

○社会福祉協議会との連携

「地域福祉計画」は、行政計画であり、高齢・障害・成人・子ども等の健康や福祉に関する計画の上位計画として位置づけられ、地域福祉推進における基本方針や取り組みの指針について整理したものです。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が策定する民間計画であり、地域福祉計画の実現に向け、住民や団体・地域組織が主体的に活動を推進するための行動計画です。

したがって、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は土佐町における地域福祉の推進における2つの大きな柱と位置付けられ、ともに連携・協働を図りながら計画の推進を図っていくものです。